

---

# スポーツ基本計画・スポーツの価値について

## ①スポーツ基本法

### スポーツ基本法 2011年(平成23年) 「スポーツは、世界共通の人類の文化である」

#### 【基本理念】

- ①スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする
- ②青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携
- ③地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成
- ④スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保
- ⑤障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進
- ⑥我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。)が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進
- ⑦スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与
- ⑧スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進

# スポーツ基本計画・スポーツの価値について

## ②憲章・法等における価値(キーワード)に関する領域の広がり

個人

社会



意識

楽しさ・喜び

精神的充足感

達成感・克己心

人格の形成

人間性を発展

健全な心と身体

肉体的、知的、道徳的能力  
を自由に発達させる

体力向上

生きるために必要な術や能力

健全な余暇の利用

寛容と相互理解

尊敬・対話

社会的関係の形成

社会への参画  
男女平等促進

チームワーク、ルールと法の順守、  
自分や他者への敬意、共同体意識と連携

公正な競争、連帯と友情、相互の尊敬と理  
解、人間の高潔と尊厳に対する十分な尊重

全ての世代の人々の交流が促進  
地域間の交流の基盤が形成

教育、健康、社会事業、都市及び地域計画、  
環境保全、芸術、余暇対策事業

国民的及び国際的レベルでの生活の質の向上

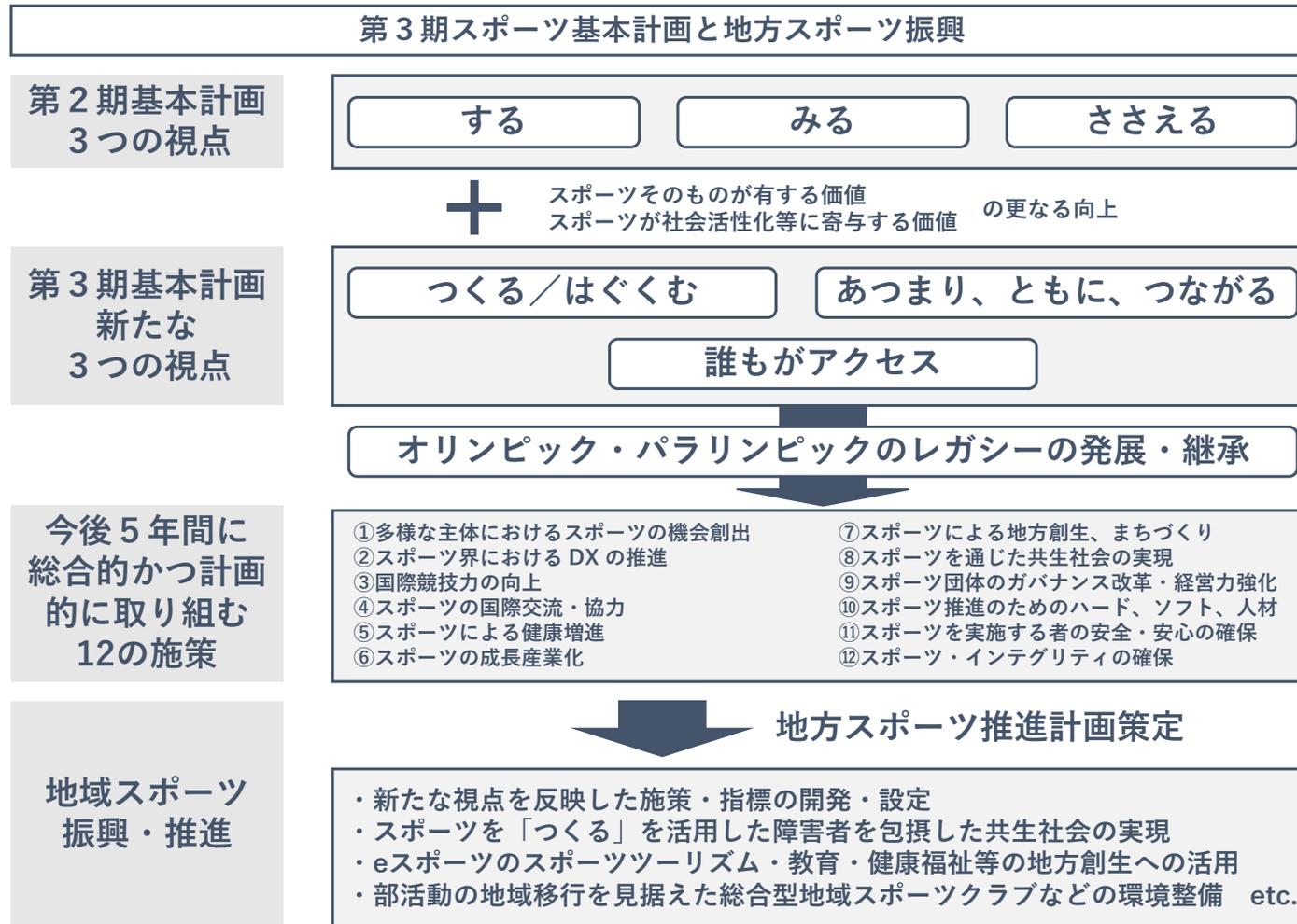
国際的な交流及び貢献  
国際相互理解の増進及び国際平和に寄与

活動

# スポーツ基本計画・スポーツの価値について

## ③第3期スポーツ基本計画の新たな視点

- 第3期スポーツ基本計画を踏まえた、各自治体におけるスポーツ推進計画の策定・推進が求められています。

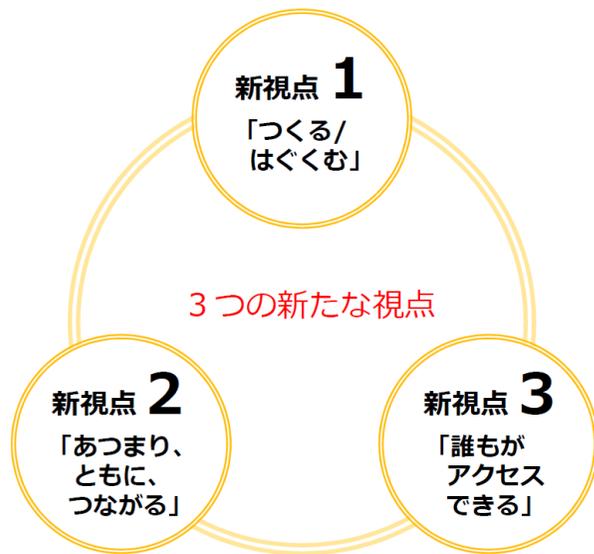


出所) スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画(概要)」より、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社作成  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299\\_20220316\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_1.pdf)

# スポーツ基本計画・スポーツの価値について

## ③第3期スポーツ基本計画の新たな視点

- 新たな3つの視点を生かして、施策・事業を立案・実施することが求められています。



3つの新たな視点は、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのではなく、相互に密接に関係しあう側面があることに留意。

### 1. 「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。

- ◆ **多様な主体が参加できるスポーツの機会創出**
- ◆ 自主性・自律性を促せるような指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
- ◆ スポーツ界におけるDXの導入

### 2. 「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。

- ◆ **スポーツを通じた共生社会の実現**
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化
- ◆ スポーツを通じた国際交流

### 3. 「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

- ◆ **地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供**
- ◆ アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実
- ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中であきらめることがないような継続的なアクセスの確保

13

スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画の概要(詳細版)」より

# スポーツ基本計画・スポーツの価値について

## ③第3期スポーツ基本計画の新たな視点

- 東京2020大会のレガシーの継承のために、共生社会実現・地域スポーツを活用した地方創生を推進することが求められています。



東京大会の成果を一過性のものとし  
ない  
持続可能な国際競技力の向上



安全・安心に大規模大会を  
開催できる運営ノウハウの継承



東京大会を契機とした共生社会の実現や  
多様な主体によるスポーツ参画の促進



東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの  
関心の高まりを活かした地方創生・まちづくり



東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等  
を活用したスポーツを通じた国際交流・貢献



東京大会の開催時に生じたスポーツを  
実施する者の心身の安全・安心確保に  
関する課題を踏まえた取組の実施

14

スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画の概要(詳細版)」より



- 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、  
スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進
- オリンピック・パラリンピック教育の知見を活かしたアスリートと  
の交流活動等を推進
- 体力低下傾向の食い止めに向けた、総合的な体力向上策を実施



- 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方  
創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着
- 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した  
取組を推進

# スポーツ基本計画・スポーツの価値について

## ③第3期スポーツ基本計画の新たな視点

- 民間事業者・スポーツ施設等と連携して、取組を推進することが必要です。

### 1. 多様な主体におけるスポーツの機会創出

#### 【主な具体的施策】



Sport in Lifeコンソーシアムを通じ、関係機関・団体等の連携と、国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進。



「楽しさ」や「喜び」といったスポーツの価値を認識する人を増やすことを目指す。

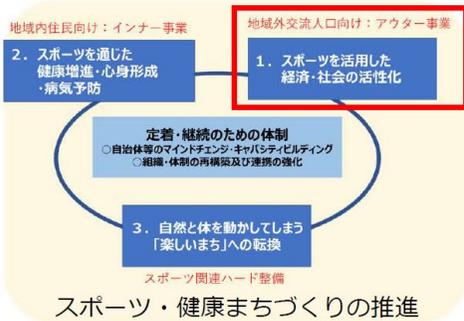


多様な主体がスポーツを楽しむために、スポーツを「つくる/はぐくむ」ことができるように支援する。

スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画の概要(詳細版)」より

### 7. スポーツによる地方創生、まちづくり

#### 【主な具体的施策】



#### スポーツツーリズムの更なる推進



コンテンツの開発の促進



担い手の「質の向上」へのサポート 39

スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画の概要(詳細版)」より

スポーツの価値を見直して関係団体と連携して、多様な主体を取り込んで推進していくことが必要

- －つくる/はぐくむスポーツ
- －健康まちづくり
- －スポーツツーリズム
- －担い手確保(総合型スポーツクラブ、部活動地域移行)
- －DXの活用

# スポーツ基本計画・スポーツの価値について

## ④各種政策分野の施策の媒体・受け皿としてのスポーツの位置づけ

